

綾部市不妊治療費等助成事業のお知らせ

綾部市では、不妊治療または不育治療を受けている方へ治療費の一部を助成しています。

◆対象者 【以下の要件をすべて満たす方】



1. 申請時点において綾部市に住所を有している方
2. 京都府内に1年以上住所を有し、綾部市に住民票を有している間に治療を受けた夫婦（事実上の婚姻関係にあるものを含む）
3. 各種健康保険に加入している方
4. 医療機関で不妊症または不育症もしくはその疑いがあると診断され、その治療を受けている方

◆助成内容

	不妊治療	不育治療
対象の治療	① 医療保険が適用される不妊治療（一般不妊治療、生殖補助医療） ② 国が別に定める先進医療（※ホームページ参照）	医療保険が適用される不育治療（不育症の原因を特定するための検査または不育症の治療）
助成内容	自己負担額の2分の1	
助成限度額	年度ごとに限度額があり	
	① 医療保険が適用される治療のみを申請する場合	
	令和5年度診療分	令和6年度診療分
	年度につき6万円	年度につき 10万円
	② 国が別に定める先進医療を含む治療を申請する場合	
	令和5年度診療分	令和6年度診療分
	年度につき 10万円	年度につき 25万円
	※1）転入された方等、同じ年度内に他の市町村から不妊治療等給付事業による助成金を受けた場合や、高額療養費の支給など医療保険各法に基づく保険者又は共済組合から給付を受けた場合は、その助成額を差し引いた額が助成の対象となります。	
申請期間	診療日から1年以内 （過ぎると助成の対象外となります。）	

◆申請方法

下記の書類 ① ②（※1に該当する場合は③も）を診療日から1年以内の間にこども支援課（母子保健担当）へ提出してください。

① 不妊治療費等助成金交付申請書

- ・夫婦ともに治療を受けている場合は、1人分ずつ申請書をご記入ください。
- ・不育治療以外の治療については、年度毎に申請書をご記入ください。

② 医療機関等証明書

- ・治療内容により「不妊治療医療機関証明書（一般不妊治療、体外受精、顕微授精、男性不妊治療、先進医療）」、「不育治療医療機関証明書」、「先進医療等医療機関証明書」の3つの様式があります。
- ・院外処方薬にかかった費用についても、薬局からの「医療機関証明書」が必要です。

③ 他市町村又は保険者・共済組合から給付を受けた場合は、給付金額が分かる書類の写し

（他市町村からの不妊治療費等助成金支給決定通知書や高額療養費の支給決定通知書など）



★申請者の印鑑

★申請者の健康保険証

★振込先の口座番号確認書類（通帳など）も必要です。

●申請の流れ●

① 医療機関を受診する。



② 医療機関で「医療機関証明書」を発行してもらう。



③ 「不妊治療費等助成金交付申請書」と「医療機関等証明書」を
こども支援課（母子保健担当）へ提出する。



④ 綾部市から決定通知が届く。



⑤ 請求書をこども支援課（母子保健担当）へ提出する。



⑥ 綾部市から指定の口座へ助成金の振込。
※振込には約1か月かかります。



わからないときは、ここへご連絡ください！！

申請書はこども支援課（綾部市保健福祉センター内）の
窓口にある他、綾部市ホームページからダウンロードが可能です。

問い合わせ先 綾部市健康こども部 こども支援課 母子保健担当

綾部市青野町東馬場下15番地の6（綾部市保健福祉センター内）

電話：42-0020 FAX：42-5488

E-mail：kodoshien@city.ayabe.lg.jp



ホームページ
はこちらから



体外受精及び顕微授精

保険適用回数以後10回目までの治療、交通費についての助成の申請及び相談窓口は
京都府下の保健所です。

●京都府中丹東保健所（電話 0773-75-0806）

●または京都府健康福祉部（電話 075-414-4727）